

電気機械器具関係製造業最低賃金 都道府県労働局別決定状況

労働局名	現行最低賃金改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
青森	令和5年5月1日	電気機械器具	シールド線	端末加工 (シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう)		100本につき 518円91銭	
			コネクター	差し (コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう)	1端子ごとに差すもの	100端子につき 28円45銭	
					連続端子となっているもの	100回につき 61円14銭	
			アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの 自動検査済みのもの	100個につき 11円39銭	
					バラ状で行うもの	100個につき 20円24銭	
岩手	令和3年6月1日	電気機械器具	電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 53銭	
				リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 58銭	
				コイルの巻線 (巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円52銭	
				コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円84銭	
				コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1端子につき 8銭	
			ワイヤーハーネス	コネクター端子差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭	
					自動車用以外のもの、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 31銭	
				チューブ通し (電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 58銭	
					自動車用以外のもの、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 49銭	
			トランス	手作業によるコア詰め (E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円24銭	
			宮城	令和4年4月15日	電気機械器具	シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)
チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭					
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの				1ピンにつき 53銭	
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭				

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考	
秋田	平成18年3月15日	通信機器用部分品	コンデンサー	メッキ後の選別	外観選別された「素地」は工場メッキ電極焼き付け、メッキ後検査の工程を経るが、その後更に外観選別をする。	100個につき 2円25銭		
				素地の選別	円形コンデンサーの素地焼成後に行う外観別作業であり、付着ハガシをし、外観選別をする。	100個につき 2円25銭		
				線差し (U型クリップのものに限る。)	コンデンサーのリード線となる「U型クリップ」を、鉄板わくの穴に差し込む。	100本につき 60円51銭		
				ショートカット	リード線を委託者の要求に合わせて工具でカットする。	100個につき 60円51銭		
			トランス	からげ	ボビンに巻線したリード線を、ボビンのピンからげる。	100個につき 168円74銭		
				手による巻線 (14巻き以上のものに限る。)	コアに線材を14回以上、手で巻き付ける。	100個につき 867円84銭		
			コイル	からげ	コイルのリード線を、コイルのピンにからげる。	100個につき 150円73銭		
				手による巻線 (1次側及び2次側が各1ヵ所以上のものに限る。)	ボビンの溝に手で巻線をして、リード線をピンにからげる。	100個につき 402円29銭		
				機械による巻線 (50回巻き以上のものに限る。)	ボビンの溝に機械で巻線をして、リード線をピンにからげる。	100個につき 202円93銭		
				ピンの2本刺し	コアまたはボビンに接着剤を使用して、ピンを2本刺し込んで接着する。	100個につき 144円99銭		
				コア入れ	ベースにドライバーで、ねじコアを取り付ける。	100個につき 60円44銭		
				はんだ付け	巻線をからげてあるコイルをはんだ槽に入れて、からげた部分をはんだ付けする。	100個につき 60円44銭		
福島	令和5年5月1日	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	コネクタ差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう		1端子につき 36銭		
茨城	令和4年11月1日	電気機械器具	コイル (自動車用の小型直流モーターのフィールドコイルに限る。)	外装テープ巻き(布テープを2分の1掛けすることをいう。)	内径が41.5ミリメートル以上49.5ミリメートル以下のもの	1個につき 10円64銭		
			リード線 又は シールド線	端子加工 (リード線又はシールド線の端子をハウジング(カブラー又はコネクタ)に差し込むことをいう。)			1ピンにつき 48銭	
			プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工(ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。)	リード線が2本のもの	1個につき 56銭		
コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み	1個につき 63銭							
栃木	令和6年4月20日	電気機械器具	コネクタ	差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭		
群馬	平成25年5月15日	電気機械器具	シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭		
				チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭		
			磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭		
			コネクタ	差し (コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭		
			コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭		

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
埼玉	平成18年9月20日	電気機械器具	リード線	穴通し (リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの)	線径0.5ミリメートルのもの	1本につき 1円05銭	
				はんだ付け (リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの(併せて附属作業を行うものを含む))	線径0.5ミリメートルのもの	1点につき 2円62銭	
			トランス	コア詰め (手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの)	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	1個につき 8円37銭	
					コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの	1個につき 10円46銭	
			電気部品 (印刷回路基板に用いるものに限る。)	足曲げ	2本足のもの	1個につき 50銭	
			印刷回路基板	差し 差し及び曲げ	2端子の部品について行うもの	1個につき 73銭	
						1個につき 99銭	
東京	令和4年12月24日	電気機械器具	電気部品 (プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円30銭	
			プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円35銭	
				部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭	
				部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭	
				ICの差し		足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭
					足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭	
			マスキング (後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭		
			コネクタ	差し (リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 83銭	
			シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭	
				チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭	
			スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭	

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
神奈川	平成30年4月26日	電気機械器具	シールド線	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニルチューブを通した後固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう)	15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭	
			リード線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう)	10cm以上の長さのリード線について行うもの	1か所につき 50銭	
			コネクター	差し (コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	リード線について行うもの	1か所につき 58銭	
					1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 63銭	
					2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 66銭	
				束線 (コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう)		1か所につき 1円74銭	
			電気部品 (印刷回路基板に用いるものに限る)	足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円24銭	
				チューブ挿入 (電気部品の足にビニルチューブを挿入することをいう)	2個のチューブを挿入するもの	1個につき 1円26銭	
			印刷回路基板	部品差し	1本の端末について行うもの	1個につき 63銭	
					2本のリード線について行うもの	1個につき 99銭	
3本のリード線について行うもの	1個につき 1円21銭						
富山	令和5年4月28日	電気機械器具	電子部品	手工具(ハンドプレスを除く。)を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電プザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 35銭5厘	
			コネクター	差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 30銭	
山梨	令和5年4月12日	電気機械器具	ビニル線	端末加工 より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭	
			コイル	からげ (1か所につき、4回以内からげて切るものに限る)	線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭	
			コネクター	差し (リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)		1端子につき 56銭	
長野	令和6年4月25日	電気機械器具	電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径25ミリメートル以上で選別項目が5～6項目のもの	1個につき 54銭	
			コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下のもので2回以上からげるもの	1個につき 1円95銭	
			プリント基板	差し (手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	1個につき 89銭	
			自動車用 ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1ピンにつき 60銭	
				チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう)	長さが50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 84銭	

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
静岡	令和5年5月5日	車両電気配線装置	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 30銭	
					15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 46銭	
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53銭	
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 65銭	
			チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 27銭	
					15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 57銭	
					50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 72銭	
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 49銭				
愛知	令和6年8月2日	車両電気配線装置	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 47銭	
					20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 68銭	
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 78銭	
			チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 37銭	
					15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 70銭	
					50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 79銭	
防水栓通し	カブラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう(手工具を使用せずに行うものに限る。)		1本につき 61銭				
三重	平成30年11月18日	車両電気配線装置	キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1個につき 80銭	
			カブラー差し	カブラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 58銭	
					長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 66銭	
					長さが1,500mmを超える電線について行うもの。	1本につき 76銭	
			仮巻き	カブラー差しを終えた長さ1,500mmを超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		8本以下のもの1本につき 32銭	
						9本目から本数1本につき 24銭	
			外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを2分の1重ねて巻きつける。		使用テープ1mにつき 3円24銭	
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの。	チューブ1本につき 80銭				

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
兵庫	平成18年3月10日	電気機械器具	印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭	
				部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭	
			ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カブラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭	
					50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭	
島根	平成15年7月6日	電気機械器具	電気部品	足カット (印刷回路基板に用いるもので 単品に限る。)	リード線が2本のもの	10個につき 3円60銭	
			ワイヤーハーネス	差し (カブラーの指定の位置に電線の 端末に取付けられた端子を 差し込むことをいう。)	長さが50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について 行うもの	1端子につき 40銭	
岡山	令和4年7月1日	車両電気配線装置	先ハメ	電線の末端に取り付けられた 端子をコネクタ(非防水タイプ に限る)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線 について行うもの	1本につき 37銭	
					20センチメートルを超えて50 センチメートル以下の電線に ついて行うもの	1本につき 43銭	
					50センチメートルを超えて2 メートル以下の電線について 行うもの	1本につき 53銭	
					2メートルを超える電線につい て行うもの	1本につき 61銭	
			チューブ通し	電線の被覆を保護するため、 丸チューブを電線の端から差 し入れることをいう。	15センチメートル以下の チューブについて行うもの	1本につき 28銭	
					15センチメートルを超え30セ ンチメートル以下のチューブ について行うもの	1本につき 41銭	
					30センチメートルを超え50セ ンチメートル以下のチューブ について行うもの	1本につき 56銭	
					50センチメートルを超える チューブについて行うもの	1本につき 66銭	
広島	平成15年5月24日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメー トルで、2回半巻きのもの	1か所につき 65銭	
				コネクタの挿入 (コネクタの指定の位置に リード線の末端に取り付けら れた端子を差し込むものをい う。)	自動車用で長さが1500ミリ メートル以下の電線について 行うもの	1か所につき 41銭	
					自動車用で、長さが1500ミリ メートルを超える電線につい て行うもの	1か所につき 47銭	
					自動車用以外の電線について 行うもの	1か所につき 29銭	
			基板	部品の挿入	2本のリード線について行うも の	1個につき 52銭	
					集積回路及びコネクタにつ いて行うもの	1か所につき 30銭	
						集積回路及びコネクタ以外 の部品について行うもの	1か所につき 56銭
					基板以外	部品とリード線のはんだ付け (手はんだによるものに限 る。)	1か所につき 1円
熊本	令和5年4月22日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (電線の末端に取り付けられた 端子をカブラーに差し込むこ とをいう。)	50センチメートルを超え2メー トル以下の電線について行う もの	1本につき 55銭	
大分	平成12年9月15日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (カブラーに電線の末端に取り 付けられた端子を差し込む。)	長さが50センチメートルを超 え、2メートル以下の電線につ いて行うもの	1本につき 52銭	
				チューブ加工 (ビニールチューブを指定され た長さに鉄で切断する。)	長さが30センチメートル以下 のビニールチューブについて 行うもの	1本につき 52銭	

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
宮崎	令和1年5月16日	ワイヤーハーネス	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子を、カブラーに差し込むことをいう	50センチメートル以下の電線について行うもの	1穴につき 36銭	
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1穴につき 39銭	
			チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 25銭	
					15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 36銭	
鹿児島	令和4年12月22日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (電線の末端に取り付けられている端子をカブラーに差し込む作業)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	(1本につき) 50銭	